

生き方・働き方の多様化への対応

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

女性と年金をめぐる課題

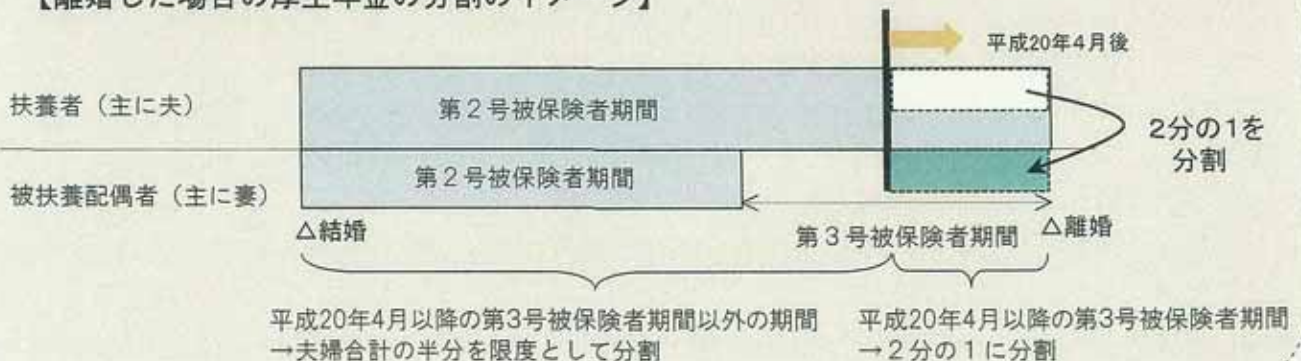
【離婚時の厚生年金の分割】(平成19年4月実施)

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 施行日(平成19年4月)以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

【第3号被保険者期間についての厚生年金の分割】(平成20年4月実施)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨を法律上明記します。
- 第3号被保険者期間(実施(平成20年4月)以降の期間)は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できることとします。
 - ① 夫婦が離婚した場合(離婚時分割の際、第3号被保険者期間は、例外なく、2分の1に分割されることとなります)
 - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合(配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など。省令で規定)

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



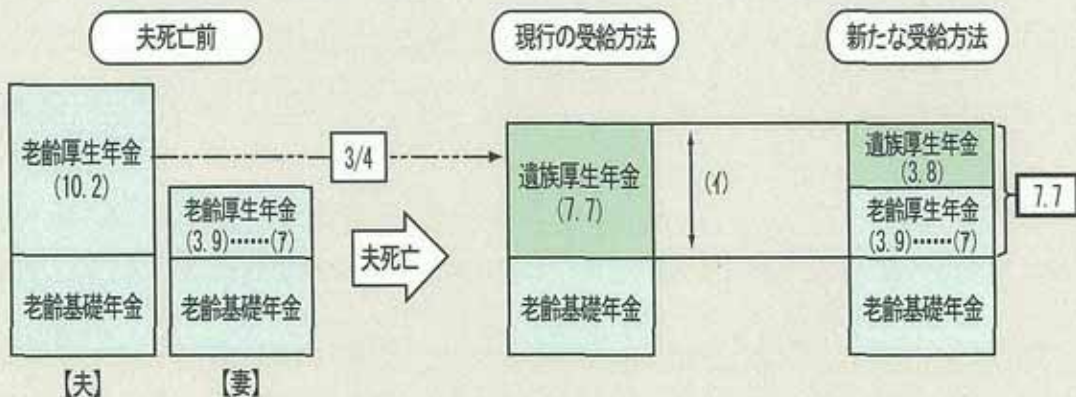
【遺族年金の見直し】(平成19年4月実施)

- 自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。
- 子どものいない30歳未満の遺族配偶者への給付を5年間の有期給付とします。また、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時等40歳以上とします。

〈見直しのイメージ図〉

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



次世代育成支援

【次世代育成支援の拡充】(平成17年4月実施)

- 育児休業中の保険料免除措置の対象を1歳未満から3歳未満へ拡充します。(育児休業法上の育児休業に準ずる休業も含まれます。)
- 子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬で年金額を算定する仕組みを設けます。

高齢者の就業と年金をめぐる課題

【60歳台前半の在職老齢年金制度の改善】(平成17年4月実施)

- 60歳台前半の方の就労を阻害せず、働くことに中立な仕組みとするため、在職中の老齢厚生年金一律2割支給停止の仕組みを廃止します。

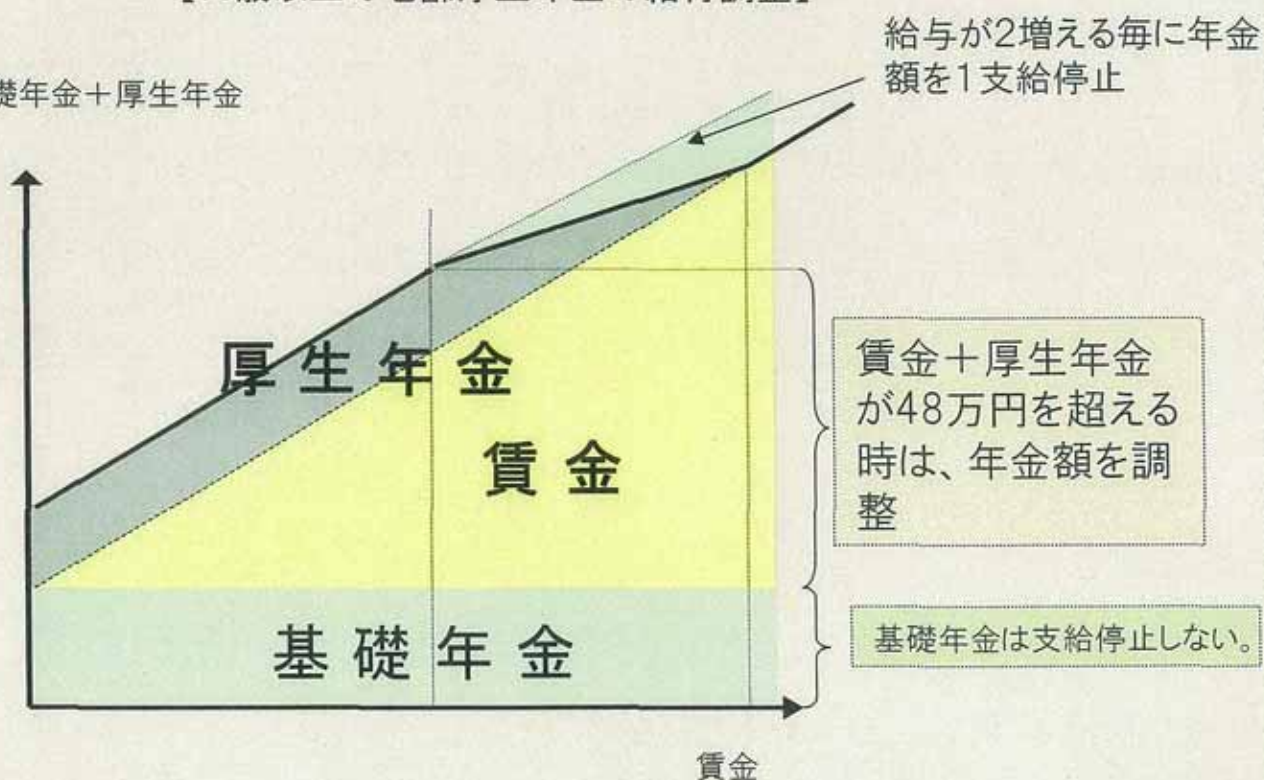
【65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入】(平成19年4月実施)

【70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整】(平成19年4月実施)

- 世代間・世代内の公平を図るため、70歳以上の被用者の老齢厚生年金については、60歳台後半の被用者と同様の給付調整の仕組みを導入します。

【70歳以上の老齢厚生年金の給付調整】

賃金+基礎年金+厚生年金



※ この仕組みでの賃金は、ボーナス込みの月収

障害年金の改善

【障害基礎年金と老齢厚生年金の併給】(平成18年4月実施)

- 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を可能とします。

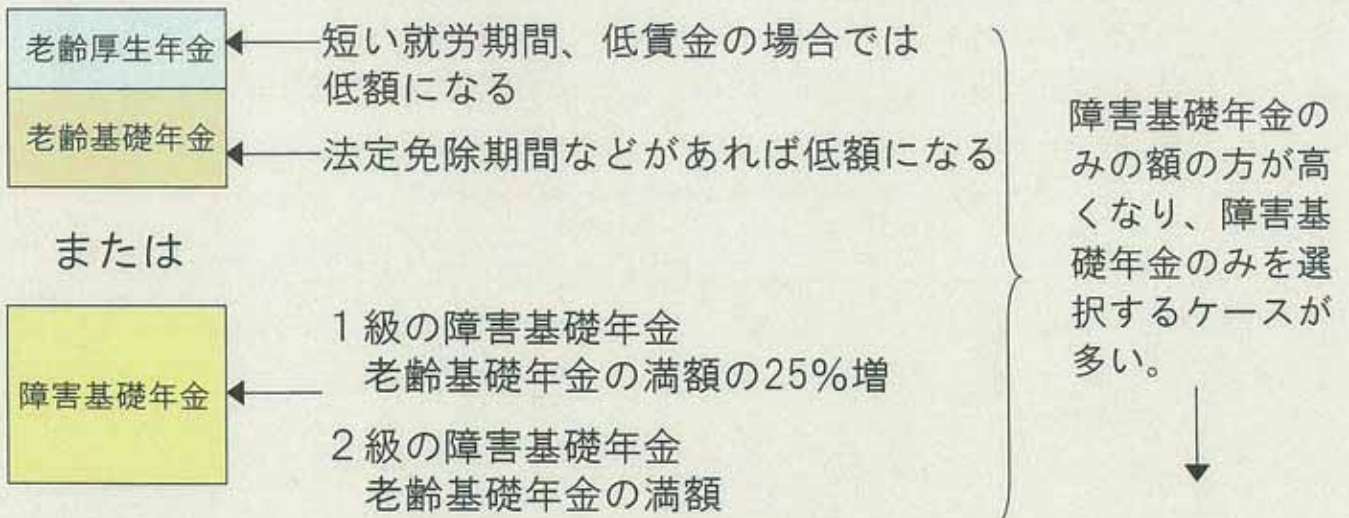
【障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長】(平成18年4月実施)

- 障害発生等の1年前に未納がない場合でも障害基礎年金等の受給を可能とする特例措置を、10年間延長します。

※本来は、被保険者期間の3分の2以上の期間、保険料を納付していること等が必要。

(現行制度)

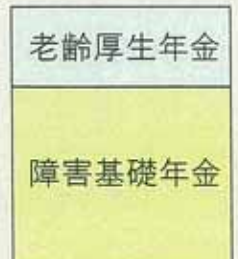
65歳時点で、老齢年金(厚生+基礎)か障害基礎年金を選択



障害を持ちながら自ら働いて保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい

(改正後)

- 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとしました。具体的には、障害基礎年金+老齢厚生年金という選択を可能にすることで、働いて保険料を納めた期間を老後の年金額に反映します。



～第3号被保険者の届出をし忘れた方へ～

今回の改正では、平成17年4月から特例的な届出を認めることとしています

- 過去、被保険者の区分が変わって第3号被保険者となっているのに、届出を忘れてしまっている方もおられます。
- 届出を忘れてしまうと、気づいて届け出ても、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料を未納している」と同じ取扱いになります。
気づかないまま何年も暮らしていると、将来年金をもらう時になって、思いの外年金額が低い、ということになりかねません。
- そこで、今回の改正では、平成17年4月から、届出を忘れてしまった方に、特例的に届出をしていただくことができるようにしています。
地域の社会保険事務所に届け出ていただければ、2年前以前の期間も第3号被保険者期間として取扱い、将来その分の基礎年金を受け取ることができるようにしています。(まだ年金をもらっていない方も、既に年金をもらっている方も、いずれも対象としています。)

～短時間労働者の厚生年金適用について～

- 現在は、労働時間が通常の労働時間の3/4未満である短時間(パート)労働者は、厚生年金の適用対象となりません。
将来の被用者としての年金保障を充実させる観点、雇用する側とされる側いずれにも中立的な仕組みとする観点などから、短時間(パート)労働者に対して厚生年金適用を拡大することは、意義のあることです。
しかしながら、厚生年金適用の拡大は、短期的には企業や短時間労働者自身の負担増になりますので、社会経済の状況等も十分考慮して検討する必要があります。
そこで、今回の改正では、以下のような検討規定を設けています。

国民年金法等の一部を改正する法律 附則第3条第3項

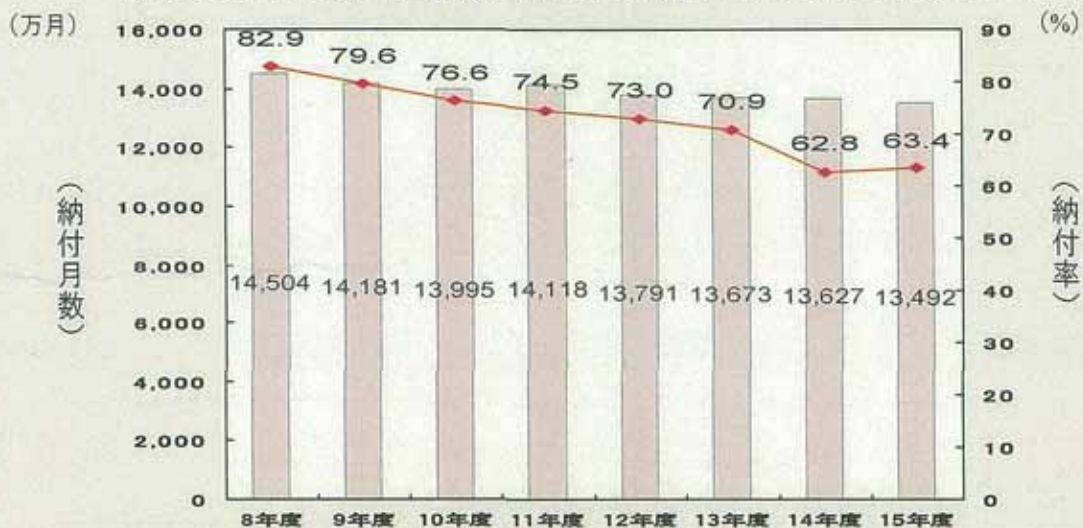
短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策を徹底

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率を平成19年度に80%とするとの目標の実現に向けて、多段階免除の仕組み、若年者に対する納付猶予制度の導入などの制度的な対応を行います。

自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)未納の状況

- 自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の納付率は、平成15年度は63.4%(現年度分)。特に、20歳台では50%を割り込んでいます。



収納対策のための制度的対応

→ 収納対策の一覧は、38ページに記載

【多段階免除制度の導入】(平成18年7月実施)

- できるだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、多段階免除制度を導入します(現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加します)。

【若年者に対する納付猶予制度の創設】(平成17年4月実施)

- 現在は、失業等で低所得の若年者が、所得の高い世帯主(親)と同居しているときは、保険料免除の対象となりません。
- そこで、20歳台の方について、将来負担できることになった時点(ただし10年以内)で保険料を追納できる仕組み(納付猶予制度)を導入します。

※ 法律事項としては、上記以外に保険料免除申請の遡及(平成17年4月実施)、所得情報の取得(平成16年10月実施)を実施

※ 法律事項以外にも、地域に根ざした同業者団体等を納付受託機関として活用するなど、様々な施策を実施

若い人にも年金について分かりやすく情報を提供

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関わる個人情報を、若い人にも分かりやすくお伝えします。(年金個人情報の通知、ポイント制)

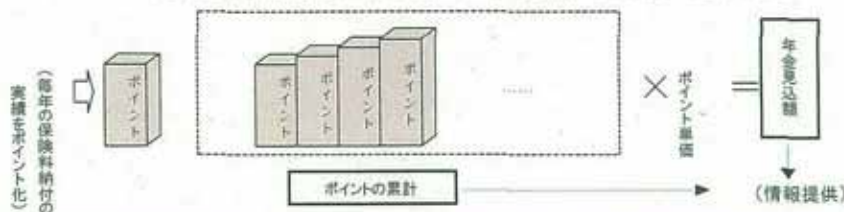
【年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)】(平成20年4月実施)

- 現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深めるためには、若い頃から将来の年金給付を実感できるわかりやすい仕組みが必要です。
- こうした観点から、被保険者に保険料納付実績や年金見込額といった年金個人情報の定期的な通知を行うこととします。その際、保険料納付実績を点数化して表示する仕組み(年金個人情報の通知、ポイント制)を導入します。

ポイント制の仕組み

※ 「ポイント制」とは？

- ・ 保険料を納めた実績を「ポイント」として点数化し実績が積み上がっていくことを分かりやすく示す方法です。年金見込額の情報も提供することとしています。
- ・ 年金額は、保険料納付実績に対応しますので、「ポイント」が増えていけば、将来もらえる年金額も増えていくことを、分かりやすくご理解いただけるものと思います。



※ 年金に関する個人情報の提供の現在の取組

- ① 社会保険事務所では、年金の加入状況や見込額について照会を受け付け、回答を行っています。(加入状況については全年齢、見込額については55歳以上の方が対象です。)
- ② 年金の見込額の照会については、電話やインターネットからも受け付け、後日文書で回答しています。
- ③ 年金の加入状況や見込額の照会について、平成16年度中には、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を始めることとしています。
- ④ 受給資格を満たしている58歳になられた方については、年金加入記録を通知します。希望されれば、年金の見込額を試算してお伝えします。

なお、①②③の年金見込額試算の対象年齢を現在の55歳から50歳に引き下げる
こととしています。(平成17年度実施予定)

このほか社会保険庁のホームページでは、自分で年金加入期間等を入力することにより、年金の簡単な額試算を行うことができます。

※インターネットによる個人の年金見込額の試算の申し込みや、簡易試算は、社会保険庁のホームページ中「年金見込額試算」のページでご利用いただけます。

<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/index.htm>

企業年金の充実・安定化

企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

厚生年金基金の免除保険料※率の凍結解除

(平成17年4月実施)

- 平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



- 今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定します。
現行: 平均2.8%(下限2.4%~上限3.0%)
→ 見込み: 平均3.7から3.8%程度(下限2.4%~上限5.0%)

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

厚生年金基金の解散の特例措置

(平成17年4月実施)

<分割納付>

- 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。(原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利)

<納付額の特例>

- 一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金(その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額)を納付額とすることを認めることとします。

(参考) 特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の時限措置(施行から3年以内の申請)とします。

確定拠出年金の充実

拠出限度額の引上げ(平成16年10月実施)

○ 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行います。

(企業型)	他の企業年金がない場合	(月額)3.6万円→4.6万円
	他の企業年金がある場合	(月額)1.8万円→2.3万円
(個人型)	企業年金がない場合	(月額)1.5万円→1.8万円
	自営業者等	(月額)6.8万円→6.8万円

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃します。

中途引出し要件の緩和(平成17年10月実施)

○ 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和します。

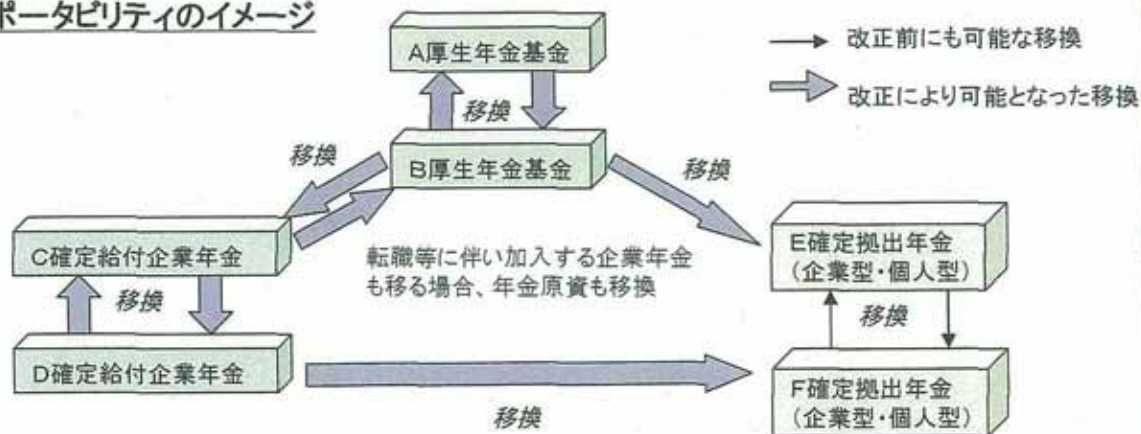
企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

(平成17年10月実施)

○ 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とします。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引き受け、年金として受給できる途を開きます。

○ 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とします。

ポータビリティのイメージ



(注1) 厚生年金基金連合会(改正後は「企業年金連合会」に改称)においては、改正前は厚生年金基金を脱退した場合にのみ移換の受入れが可能ですが、改正後は確定給付企業年金などとの間でも移換の受入れが可能となります。

(注2) いずれの場合も転職先企業の制度の規約において、移換の受入れが定められている場合に、本人の選択により移換することとなります。

年金積立金の運用の基本的在り方

- 専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行います。
- 金融市場等への影響に留意しつつ、安全・確実を基本としつつ、特定の運用方法に集中しないように行います。

現 状

- 年金積立金(厚生年金・国民年金)は、平成14年度末の時価で、141.5兆円。さらに、旧資金運用部に預託されていた資金は、平成20年度までに全て償還。
- 厚生労働大臣が、分散投資の考え方に基づき、長期的に維持すべき資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これを目標に運用。

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
68%	12%	7%	8%	5%

(11年財政再計算を前提に、長期的に賃金上昇率を1.5%上回ることを目標として設定)

- 市場運用では債券運用・株式運用とも、長期的に市場平均の収益率を確保することを目標。
- 運用方針に従って、年金資金運用基金が、年金積立金の管理・運用業務を実施。約9割を民間運用機関に委託し、運用を管理。一部国内債券を直接運用。



今後の運用の在り方

運用方法

- 長期的に、安全かつ効率的な運用を行うため、国内債券を中心としつつ、国内外の株式等を一定程度組み入れた分散投資を行うことが必要。
- 今後巨額な運用資産額となることなどを踏まえ、市場への影響や安定的な運用収益の確保にも留意しつつ、専門的な観点から検討を行い、債券、株式等の具体的な構成割合等を決定。

運用組織

- グリーンピア業務・年金住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化。
- 専門性を徹底し、責任の明確化を図るため、専門家集団が運用方針を決定。
→ 組織形態の見直しが必要

専門性を徹底し、責任の明確化を図るとともに、現在、年金積立金の管理運用を行っている特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人)を創設します。

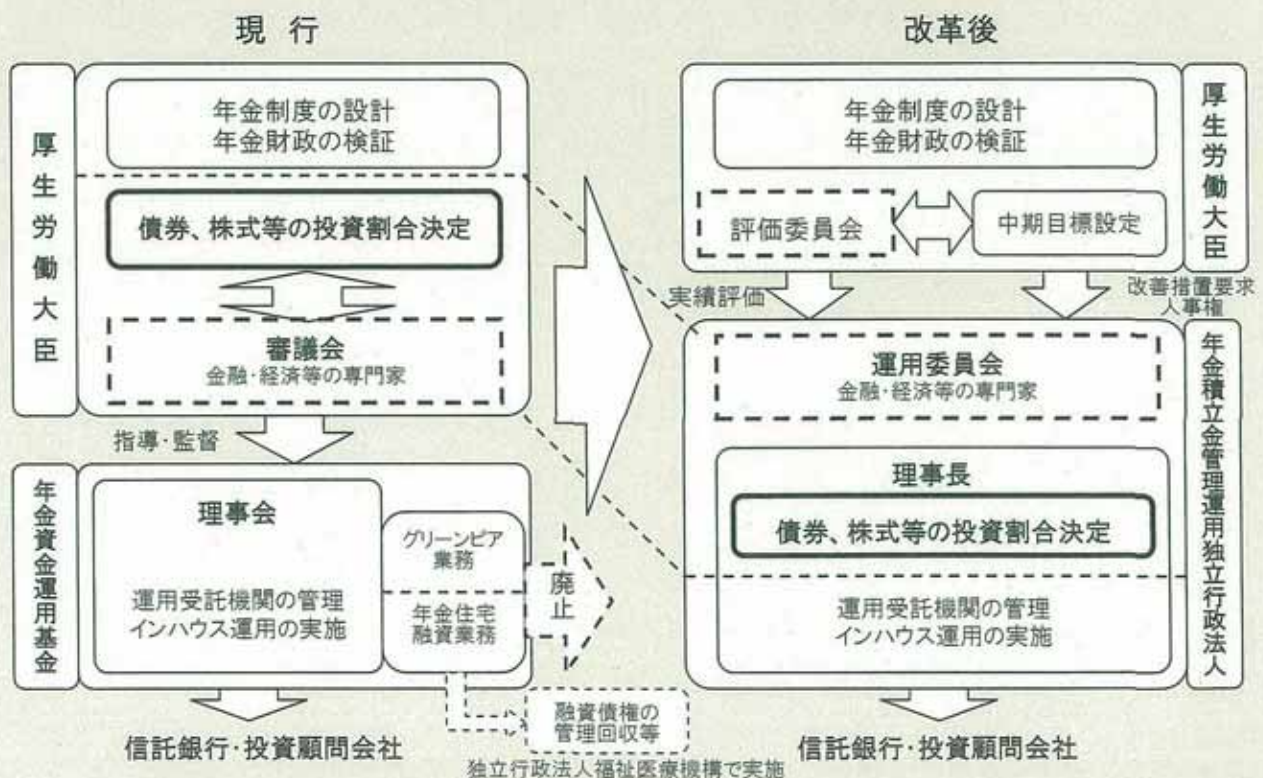
《改革の目的》

専門性の徹底

- ① 法人の理事長に、資金運用に関する高度な知識及び経験を有する者を任命し、法人が運用方針を作成します。
- ② 法人に、金融・経済の専門家等で構成する「運用委員会」を設置し、理事長が作成した運用方針を審議するとともに、法人の運用状況を監視します。
- ③ 施設(グリーンピア)業務・年金住宅融資業務を廃止し、運用業務に特化します。

責任の明確化

- ① 債券や株式への投資割合などの運用方針は、専門家集団である法人が決定することとし、運用業務を一元化します。
(運用方針は運用委員会の議を経て、厚生労働大臣が認可)
- ② 厚生労働大臣が運用業務の中期目標を設定、評価委員会が毎年度、運用実績を評価し、法人役員等の人事、報酬に反映させます。
- ③ 厚生労働大臣は、毎年度、積立金の運用が年金財政に与える影響を検証し、必要に応じ、運用方針の見直しを要求します。



社会保障制度全般の一体的見直しと公的年金制度

平成16年5月6日に合意された自民党、公明党、民主党間の三党合意や衆議院における法案修正(年金改正法附則第3条)などを踏まえ、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、公的年金制度の一元化を含む社会保障制度全般の一体的な見直しについて、検討が行われています。

国民年金法等の一部を改正する法律附則第3条第1項及び第2項

- 1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。
- 2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

社会保障の在り方に関する懇談会

○内閣官房長官の下に「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置され、社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般の一体的な見直しについて検討。

○社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方や年金制度の体系の在り方を含め、一体的な見直しの検討を行う場として内閣官房長官の下に設置。

○労使代表などの有識者6名と内閣官房長官及び関係5閣僚が参加。

経済財政諮問会議

「経済財政運営と構造改革の推進に関する基本方針2004」(抄)

(社会保障の一体的見直し)

社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。

(年金制度改革)

前述の社会保障制度全般についての一体的見直しにあわせて、体系の在り方について検討する。

社会保険庁改革の推進

- 社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。
- 庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の課題ごとに検討班を設置。
 - ①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保、⑤個人情報保護の徹底、⑥年金福祉施設の整理

民間の発想や感覚を大胆に導入

- 高い見識に基づくアドバイスを行う顧問的役割を担う方を迎える。
- 各課題に対応するプロジェクトリーダー、アドバイザリースタッフなどを経済界の協力により配置。

運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 労使代表、学識経験者等が参加。

- 内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置され、平成16年9月に緊急に対応すべき方策を掲げた「緊急対応プログラム」を示した上で、年内にも中間的にとりまとめ、平成17年度から実施するとともに、組織の在り方についても平成17年の夏を目途に結論を得る。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として内閣官房長官の下に設置。
- 有識者8名と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

～年金は「払い損」なのですか？～

年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金については、「払った分戻ってこないのだから、払っても損するだけ」という声が聞かれることがあります。
年金制度は、「世代間扶養」の仕組みであり、個人における損得を考慮すべき性格の制度ではないのですが、そういった声が本当なのか、一定の前提を置いて、各世代の給付と負担(厚生年金については、本人負担分について)試算してみました。

国民年金(基礎年金)の給付と負担の関係について考えてみましょう。

- 平成16年度の年金額(月額66,208円)と引上げが法定されている保険料月額(平成16年度価格)を基に計算すると、2005年生まれの方の場合、保険料総額は811万円、年金総額は1,768万円となります。
- 実際の保険料と年金額は今後の賃金や物価の状況に応じてスライド(変化)させます。今後、賃金や物価が上昇するときには、年金額より保険料を大きくスライドさせることにより、年金財政の均衡を図ることとしています。(保険料のスライド>年金のスライド)
- それでも、基礎年金の国庫負担割合は1/2に引き上げられるため、納めた保険料の1.7倍の給付が受けられる計算となります。

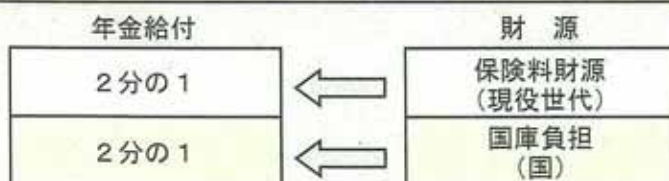
◇1975年生(2005年に30歳の者)			
① 保険料総額	: 739万円	+ 保険料スライド分	[=1,000万円]
② 年金給付総額	: 1,721万円(66,208円×21年8月)	+ 年金スライド分	[=1,800万円]
倍率[②/①]	: 1.8倍		
◇1985年生(2005年に20歳の者)			
① 保険料総額	: 786万円	+ 保険料スライド分	[=1,200万円]
② 年金給付総額	: 1,755万円(66,208円×22年1月)	+ 年金スライド分	[=2,100万円]
倍率[②/①]	: 1.7倍		
◇2005年生(2005年に0歳の者)			
① 保険料総額	: 811万円(16,900円×12月×40年)	+ 保険料スライド分	[=1,600万円]
② 年金給付総額	: 1,768万円(66,208円×22年3月)	+ 年金スライド分	[=2,600万円]
倍率[②/①]	: 1.7倍		

注1: 保険料は、20歳～59歳まで40年間納付するものと仮定。

注2: 65歳から60歳時点の平均余命(日本の将来推計人口の前提となっている平均余命、男女平均)まで年金を受給するものと仮定。

注3: []内の数字は、保険料及び年金給付を各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成16年度)に割り引いて表示したものです。[経済前提(2009年～);賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%]

基礎年金の給付は、主にその半分は国庫負担で賄われ、残りの半分は保険料で賄われます。我が国では少子高齢化が急速に進行しており、高齢者が増加する一方、年金を支える現役世代が減少しますが、国庫負担があることにより払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。



※ 国庫負担は平成21年度までに段階的に2分の1に引き上げられることとされている。

また、国民年金(基礎年金)と厚生年金についていろいろな世代でスライドを考慮した計算を行うと、どの世代をみても、支払った保険料の、**厚生年金では2.3倍、国民年金(基礎年金)では1.7倍以上の給付が受けられる計算となります。**決して「払い損」ではありません。

世代ごとの給付と負担 (保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの)

【厚生年金(基礎年金を含む)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	670万円	1,100万円	1,600万円	2,200万円	2,800万円	3,300万円	3,700万円	4,100万円
年金給付	5,500万円 4,300万円	5,100万円 4,200万円	5,100万円 4,800万円	5,900万円	6,700万円	7,600万円	8,500万円	9,500万円
比率	8.3倍 6.4倍	4.6倍 3.8倍	3.2倍 3.0倍	2.7倍	2.4倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

【国民年金(基礎年金)】

	1935年生	1945年生	1955年生	1965年生	1975年生	1985年生	1995年生	2005年生
保険料	230万円	390万円	600万円	830万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円
年金給付	1,300万円	1,300万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,100万円	2,300万円	2,600万円
比率	5.8倍	3.4倍	2.3倍	1.9倍	1.8倍	1.7倍	1.7倍	1.7倍

※ 保険料及び年金給付は、各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値(平成16年度)に割り引いて表示したものです。【経済前提(2009年～)：賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%】

※ 【厚生年金(基礎年金を含む)】については、標準的な年金受給世代における給付と負担を推計したものです。1935年生、1945年生、1955年生の方は、60歳前半に特別支給の老齢厚生年金が支給されますので、年金給付の上段に特別支給分も含めた実際に受けられる年金額、下段に65歳以降に受けられる年金額を記載しています。

- 年金制度における世代間の給付と負担の関係をみるときは、
- ① 都市化、核家族化による、「私的扶養」から年金制度を通じた社会的な扶養へ移行してきたこと
 - ② 少子化と長寿化の進行により、現役世代の扶養負担が高まっていること
 - ③ 生活水準が向上するにつれて、実質的に保険料を負担する能力が高くなってきたこと
 - ④ 先世代の努力で整備されてきた教育や社会資本を、後世代は享受できることなど、長い年金制度の歴史の中での諸状況の変化を十分に考慮に入れて議論しなければ、歴史観のない議論になってしまいます。
- したがって、年金制度における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることはできないことに、十分留意することが必要です。

～年金の福祉施設などについても徹底した見直しを行います～

- グリーンピアや、厚生年金会館、厚生年金病院などの年金の福祉施設は、年金資金を被保険者にも福祉還元すべきとの審議会の意見や国会での附帯決議も踏まえて設置されてきたものです。実際に多くの方に利用されてきており、年金給付がまだ本格的でなく、民間部門で類似の施設が少ない時代には一定の役割を果たしてきました。

【現 状】

- ◇ 大規模年金保養基地(グリーンピア)
 - ・全国13施設
 - ・平成15年度までに延べ4,400万人が利用
- ◇ 年金住宅融資
 - ・貸付額累計:25.8兆円(延べ400万件)(平成15年度末)
- ◇ 年金の福祉施設
 - ・全国265施設
 - ・平成15年度1年間で延べ4,400万人が利用
 - ・運営状況は、全体の約8割が黒字であり、施設全体の収支も黒字

- しかしながら、民間の類似施設の普及など、福祉施設を取り巻く状況は大きく変化しています。また、年金給付の原資である保険料財源を、年金給付に関係しない福祉施設に使ってきたことに対するご批判の声があることも、十分に受け止めなければなりません。
- こうしたことを踏まえ、「年金給付に関係しないことに保険料財源を使わない」ということを基本的考え方として、年金の福祉施設については、徹底した見直しを行うこととしています。

【見直しの方向性】

- ◇ 大規模年金保養基地(グリーンピア)
 - ・平成17年度までに廃止
- ◇ 年金住宅融資
 - ・平成17年度までに廃止
 - ・融資債権の管理・回収は、「年金積立金管理運用独立行政法人」は行わず、独立行政法人福祉医療機構が実施
- ◇ 年金の福祉施設
 - ・与党合意(平成16年3月10日)等を踏まえ、例外なく整理し、国民の皆さまのご理解をいただけるよう、整理合理化を行うとともに、福祉施設の運営を委託している公益法人の在り方についても見直しを行います。

改正事項 施行期日一覧

平成16年 10月	○ 厚生年金保険料の引上げ	11ページ
	○ 基礎年金国庫負担割合の引上げ	12ページ
	○ 年金額の伸びの調整(マクロ経済スライド)	14ページ
	○ 給付水準50%の確保	16ページ
	○ 所得情報の取得	24ページ
	○ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	27ページ
平成17年 4月	○ 国民年金保険料の引上げ	11ページ
	○ 次世代育成支援の拡充	20ページ
	○ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善	21ページ
	○ 第3号被保険者の特例届出の実施	23ページ
	○ 若年者に対する納付猶予制度の創設	24ページ
	○ 保険料免除申請の遡及	24ページ
	○ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除	26ページ
	○ 厚生年金基金の解散の特例措置	26ページ
平成17年 10月	○ 確定拠出年金の中途引出し要件の緩和	27ページ
	○ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)	27ページ
平成18年 4月	○ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給	22ページ
	○ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長	22ページ
	○ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設	28ページ
平成18年7月	○ 多段階免除制度の導入	24ページ
平成19年 4月	○ 離婚時の年金分割	19ページ
	○ 高齢期の遺族年金の支給方法の変更	20ページ
	○ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し	20ページ
	○ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し	20ページ
	○ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入	21ページ
	○ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整	21ページ
平成20年 4月	○ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割	19ページ
	○ 年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)	25ページ

(参考1) 平成16年財政再計算の諸前提

1. 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

・今回の改正では、「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を用いて財政予測を行っています。

〈中位推計の前提〉

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年(実績)	2050年	2000年(実績)	2050年
1.36	→ 1.39	男: 77.64年	→ 80.95年
		女: 84.62年	→ 89.22年

2. 労働力率の前提

・「労働力率の見通し」(平成14年7月厚生労働省職業安定局推計)を使用しています。ただし、推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としています。

	2001年(実績)	2025年
男性60～64歳	72.0%	→ 85.0%
女性30～34歳	58.8%	→ 65.0%

3. 経済前提

(1) 物価上昇率

・2008年までは政府の「改革と展望－2003年度改定」に準拠しています。

・また、2009年以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定しています。

(2) 賃金上昇率、運用利回り

・平成16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望－2003年度改定」に準拠しています。

・また、平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定しています。

(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注: 運用利回りは自主運用分の利回りの前提。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となります。

(参考2) 年金額の調整の仕組みー「マクロ経済スライド」を少し詳しく

従来の年金額の計算式

○基礎年金

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480月(40年)} \times \text{物価スライド率}$$

○厚生年金(報酬比例部分)

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者期間の月数} \times \text{物価スライド率}$$
 (ボーナス込み月収)

〔平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)を現在価値に置き換える〕

今回の改正法における年金額の計算式(マクロ経済スライド適用時)

○基礎年金

$$780,900円(平成16年度額) \times \boxed{\text{改定率}} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480月(40年)}$$

○厚生年金(報酬比例部分)

$$\boxed{\text{平均標準報酬額}} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者期間の月数}$$

〔平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)に $\boxed{\text{再評価率}}$ を乗じて現在価値に置き換える〕

改定率・再評価率

(年金を初めてもらうとき)

前年度改定率(再評価率) × 賃金上昇率(3年平均) × 調整率※

(年金をもらっている人)

前年度改定率(再評価率) × 物価変動率 × 調整率※

※調整率 = 公的年金被保険者数の減少率(3年平均)
 × 平均余命の延びを勘案した一定率(0.997)

(参考3) 自営業者などに係る保険料(国民年金保険料)の収納対策(全体)

中長期的な目標を設定(平成19年度に納付率80%)

基本的な収納対策の充実強化

- ① 未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
- ② 免除制度及び学生納付特例制度等を周知
- ③ 年金広報の充実及び年金教育を推進
- ④ 所得情報を活用した強制徴収の実施

さらなる収納対策強化のための取り組み

- ① 保険料納付意識の徹底
 - ・ 納付額証明書の発行
 - ・ 所得(免除該当)情報を活用した免除等の周知及び勧奨
- ② 納付しやすい環境づくり等
 - ・ コンビニエンスストア等での保険料収納の周知、未納者への納付状況の通知
- ③ 納付協力組織等の活用
 - ・ 地域に根ざした同業者団体への保険料収納を委託
 - ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る。

制度改正による収納対策

- ① 口座振替割引制度の導入等による口座振替の推進
- ② 若年者に対する納付猶予制度の導入
- ③ 免除制度の改正
 - ・ 多段階免除制度の導入、申請免除の所得基準の見直し、申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及
- ④ 年金個人情報への定期的な通知(ポイント制)

(参考4) 諸外国の状況

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
高齢化率	18.5(2002) 35.7(2050)	12.4(2000) 21.1(2050)	15.9(2001) 27.3(2050)	16.6(2000) 31.0(2050)	16.7(1999) 26.7(2050)	17.2(2001) 30.4(2050)
合計特殊出生率	1.29(2003)	2.13(2000)	1.63(2001)	1.29(2001)	1.90(2001)	1.57(2001)
平均寿命 (いずれも2001年)	男性: 78.1歳 女性: 84.9歳	男性: 74.3歳 女性: 79.5歳	男性: 75.1歳 女性: 79.9歳	男性: 75.1歳 女性: 81.1歳	男性: 75.6歳 女性: 82.9歳	男性: 77.7歳 女性: 82.3歳
年金保険料率	13.58 (労使折半)	12.4 (労使折半)	21.8 (本人10%)	19.5 (労使折半)	16.45(注) (本人6.65%)	18.91 (本人7%)

(注) フランスは、子に対する遺族年金に相当する給付がなされる家族手当分5.4% (事業主のみ負担)を加えると、21.85%

(参考5) 年金課税の見直し

(年金受給者に対する課税は、現役世代よりも優遇)

(世代間・高齢者間の公平の観点から見直し)

給与所得控除より手厚い65歳以上の方の年金に対する「公的年金等控除」

65歳以上の方に適用される「老年者控除」

年金受給世帯(専業主婦世帯)は、365万円(夫285万円、妻80万円)まで非課税

給与所得控除の水準程度に縮小

廃止

※ 標準的あるいはそれ以下の年金だけで生活している方は課税されないよう、配慮
285万円(夫205万円、妻80万円)まで非課税

※ 給与所得者世帯(夫婦2人、専業主婦)の課税最低限は、156.6万円

○ この見直しによる増収分は、そのまま、基礎年金国庫負担割合の引上げに充てられます。いわば、高齢者世代の中で支え合っていたことで、若い世代の負担増を抑えることができることとなります。

※ 増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(平成17年の所得から見直しが適用されるので、平成16年度の充当分は、その1/6(272億円)となります。)

(参考6) 給付水準の推移

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデルの年金	直近現役男子の平均標準報酬		
			年金額(a)	報酬(b)	所得代替率(a)/(b)
昭和40年	1万円年金の実現	制度的な加入期間 20年 平均標準報酬月額 2.5万円	1.0万円	2.8万円	36%
昭和44年	2万円年金の実現	平均加入年数 24年4月 平均標準報酬月額 3.8万円	2.0万円	4.5万円	45%
昭和48年	直近男子の平均賃金の60% 5万円年金の実現	平均加入年数 27年 平均標準報酬月額 8.5万円	5.2万円	8.5万円	62%
昭和51年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 28年 平均標準報酬月額 13.6万円	9.0万円	14.1万円	64%
昭和55年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 30年 平均標準報酬月額 19.9万円	13.6万円	20.1万円	68%
昭和60年	直近男子の平均賃金の60%	加入年数 40年 平均標準報酬月額 25.4万円	17.6万円	25.4万円	69%
平成元年	前回改正の水準維持	加入年数 40年 平均標準報酬月額 28.8万円	19.7万円	28.8万円	69%
平成 6年	ネット所得スライドの導入	加入年数 40年 平均標準報酬月額 33.7万円	23.1万円	34.0万円	68%
平成12年	給付乗率の5%適正化	加入年数 40年 平均標準報酬月額 36.0万円	23.8万円	36.7万円 [手取り総報酬: 40.1万円]	[手取り総報酬額比: 59%]

(参考7) 保険料(率)の推移

【厚生年金保険料率(標準報酬ベース、労使折半)】

実施時期	男子	女子
S17. 6~	6.4%	
S19.10~	11.0%	
S22. 9~	9.4%	6.8%
S23. 8~	3.0%	3.0%
S29. 5~	3.0%	3.0%
S35. 5~	3.5%	
S40. 5~	5.5%	3.9%
S44.11~	6.2%	4.6%
S46.11~	6.4%	4.8%
S48.11~	7.6%	5.8%
S51. 8~	9.1%	7.3%
S55.10~	10.6%	8.9%
S56. 6~		9.0%
S57. 6~		9.1%
S58. 6~		9.2%
S59. 6~		9.3%
S60.10~	12.4%	11.3%
S61.10~		11.45%
S62.10~		11.6%
S63.10~		11.75%
H元.10~		11.9%
H 2. 1~	14.3%	13.8%
H 3. 1~	14.5%	14.15%
H 4. 1~		14.3%
H 5. 1~		14.45%
H 6. 1~		14.5%
H 6.11~	16.5%	
H 8.10~	17.35% (総報酬ベース13.58%)	

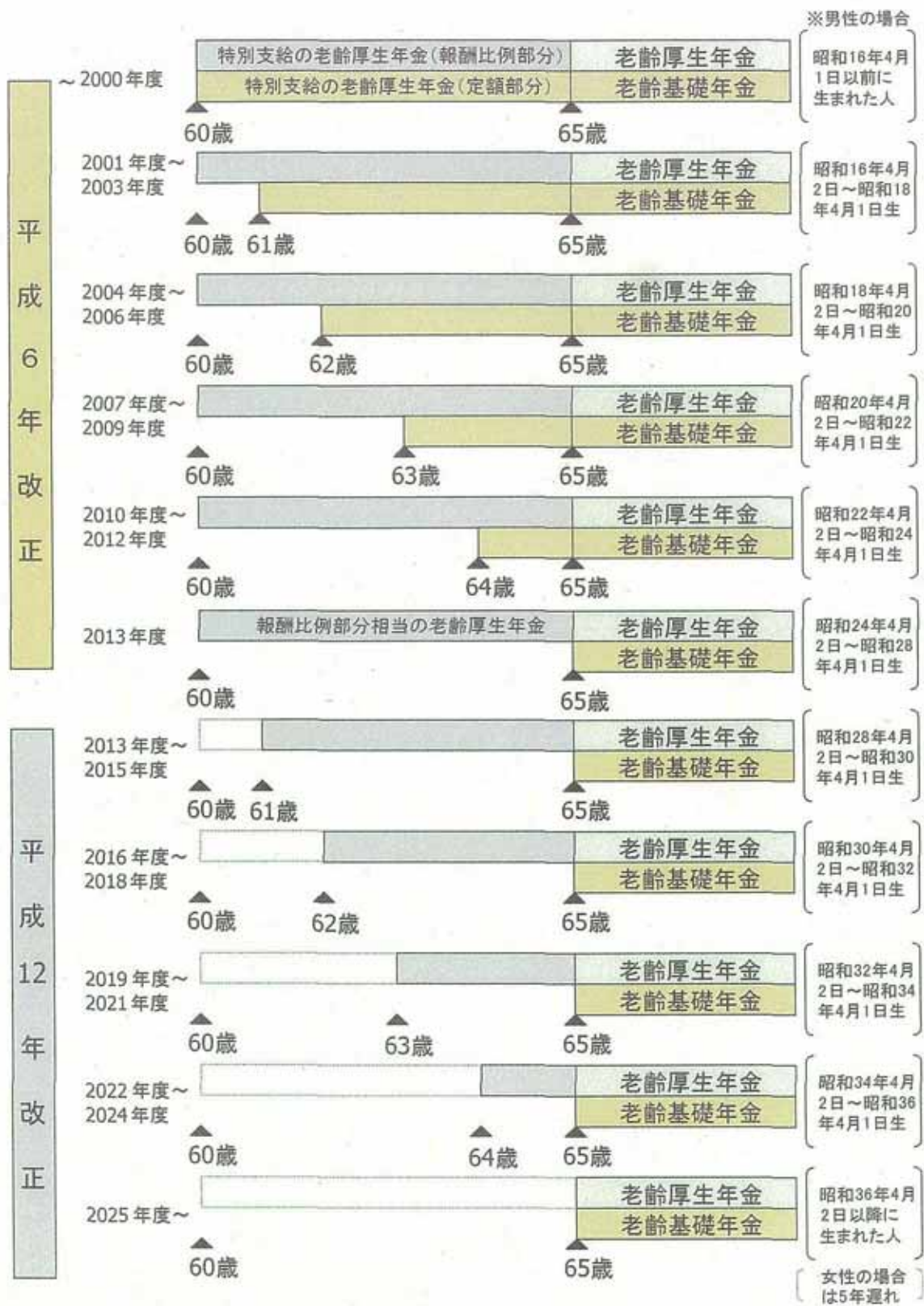
【国民年金保険料】

実施時期	20~34歳	35歳以上
S36. 4~	100円	150円
S42. 1~	200円	250円
S44. 1~	250円	300円
S45. 7~	450円	
S47. 7~	550円	
S49. 1~	900円	
S50. 1~	1,100円	
S51. 4~	1,400円	
S52. 4~	2,200円	
S53. 4~	2,730円	
S54. 4~	3,300円	
S55. 4~	3,770円	
S56. 4~	4,500円	
S57. 4~	5,220円	
S58. 4~	5,830円	
S59. 4~	6,220円	
S60. 4~	6,740円	
S61. 4~	7,100円	
S62. 4~	7,400円	
S63. 4~	7,700円	
H元. 4~	8,000円	
H 2. 4~	8,400円	
H 3. 4~	9,000円	
H 4. 4~	9,700円	
H 5. 4~	10,500円	
H 6. 4~	11,100円	
H 7. 4~	11,700円	
H 8. 4~	12,300円	
H 9. 4~	12,800円	
H10.4~	13,300円	

※ 厚生年金、国民年金とも、桃色部分は、
財政再計算直後の保険料(率)の改定



(参考8) 支給開始年齢の引上げのスケジュール



厚生労働省年金局